

令和8年度北海道釧路工業高等学校（全日制課程・定時制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1)基本理念

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し基本理念を定め、全ての生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら健やかに成長でき、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」を推進する。

(2)いじめの定義

いじめとは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3)いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(4)本校及び本校教職員の責務

ア 本校及び本校教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

イ 本校及び本校教職員は、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識のもと、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)いじめの防止のための措置

ア いじめについての共通理解

(ア) いじめの態様について、教職員が共通理解を図る。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・金品をたかられたり隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

(イ) いじめについて、次の基本認識を教職員が共有し、日々の教育実践を行う。

- ・いじめは絶対に許されないこと。

(2)いじめの早期発見と見逃しゼロ

- ア 学校の全ての教育活動において、生徒の会話や動きを注意深く観察し、「いじめチェックリスト」(別紙)を見逃さず、いじめの積極的に早期発見といじめの積極的認知(「いじめ見逃しゼロ」)の徹底に努める。また、生徒が自らの心の危機に気づき、信頼できる大人に相談できる力を培うことができるよう、生徒の自殺を予防するプログラムやSOSの出し方に関する教育の推進に努める。
- (ア) ホームルーム担任は、SHRや昼休み、放課後等における生徒の動向や会話を観察する。
- (イ) 教科担任は、授業中の生徒の動向や会話に留意するとともに、授業に向かう際や授業を終えた際には、廊下での生徒の動向や会話に留意する。
- (ウ) 部活動顧問は、部活動中の生徒の動きや会話に留意する。
- (エ) 養護教諭は、生徒のいじめの訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。
- (オ) スクールカウンセラーは、生徒のいじめの訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。
- (カ) 教職員は、放課後や学校外での本校生徒の動向や会話に留意する。
- (キ) 保護者とは緊密に連絡を取り合い、家庭内での様子の変化を敏感に察知する中で、いじめの早期発見に努める。

イ いじめの調査等

いじめ、またはいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒や教職員に対して定期的な調査等を行う。

- ウ 教職員は、機会あるごとに、いじめ行為を見たときはすぐに教職員に通報するよう生徒に呼びかける。その際、通報することは、いじめの被害生徒を助ける勇気ある行動であり、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」には大切な行動であることを説明する。
- エ インターネット等への書き込み等のいじめについては、被害生徒本人または書き込みを見た生徒は直ちに教職員に通報するように日ごろから指導する。

(3)いじめに対する措置

- ア いじめを発見した教職員は、直ちにいじめを止めさせる。
- イ 当該教職員は、いじめがあったことを、ホームルーム担任、「いじめ防止対策委員会」に必ず連絡する。
- ウ いじめの対応に当たっては、被害生徒や通報生徒の安心・安全を確保する。いじめの情報は被害生徒や通報生徒以外の第三者から入手したものとして取扱う。
- エ いじめの報告を受けた「いじめ防止対策委員会」は、被害生徒から状況を詳細に聴取するとともに、いじめの内容、日時、場所、加害生徒の氏名等、いじめの構造を明らかにする。
- オ エに基づいて、加害生徒に教職員が事実確認を行う。
- カ オの結果を、他の加害生徒の確認結果と照合し、場合によっては再度確認するなどして、事実を明らかにする。
- キ オ、カの際、生徒が事実を話さなかったり、教職員に対して適切でない態度を取ったりしても教職員は決して「体罰」を行ってはならない。

- キ 名誉毀損、侮辱（刑法第230条、第231条）特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- ク 窃盗（刑法第235条）靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
- ケ 恐喝（刑法第249条）断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- コ 器物損壊等（刑法第261条）自転車を壊す。制服をカッターナイフで切り裂く。
- サ 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。
- シ 私事性的画像記録提供（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）下交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

(6)その他

ア 組織的な指導体制

- (ア) 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、日頃からこれらの対応の在り方について、教職員で共通理解を図る。
- (イ) 組織が機能するために、情報共有を行いやすい職場環境の醸成に取り組む。
- (ウ) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学や転学に当たって、適切に引き継ぎ、情報提供する。
- (エ) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を得て行う。

イ 校内研修の充実

教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

ウ 学校評価

いじめ防止のための取組について評価項目に位置づけ、検証を行う。

- (ア) 学校自己評価の実施
- (イ) 学校関係者評価の実施
- (ウ) 学校評価アンケートの実施

エ 地域や家庭との連携について

本校の「いじめ防止基本方針」について、次の機会を通して保護者や地域の理解を得ることとする。

- (ア) 学校評議員会
- (イ) 釧路工業高等学校PTA総会
- (ウ) 本校ウェブページ など

北海道釧路工業高等学校におけるいじめ防止対策のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うために、次の組織によって推進する。

1 いじめ防止対策委員会

(1) 委員の構成

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談部長（全日制課程のみ）、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭など。必要に応じ、警察からの参加を得る。

(2) 委員会の役割

- (ア) 「北海道釧路工業高等学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- (イ) いじめの相談、通報の窓口
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (エ) いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応

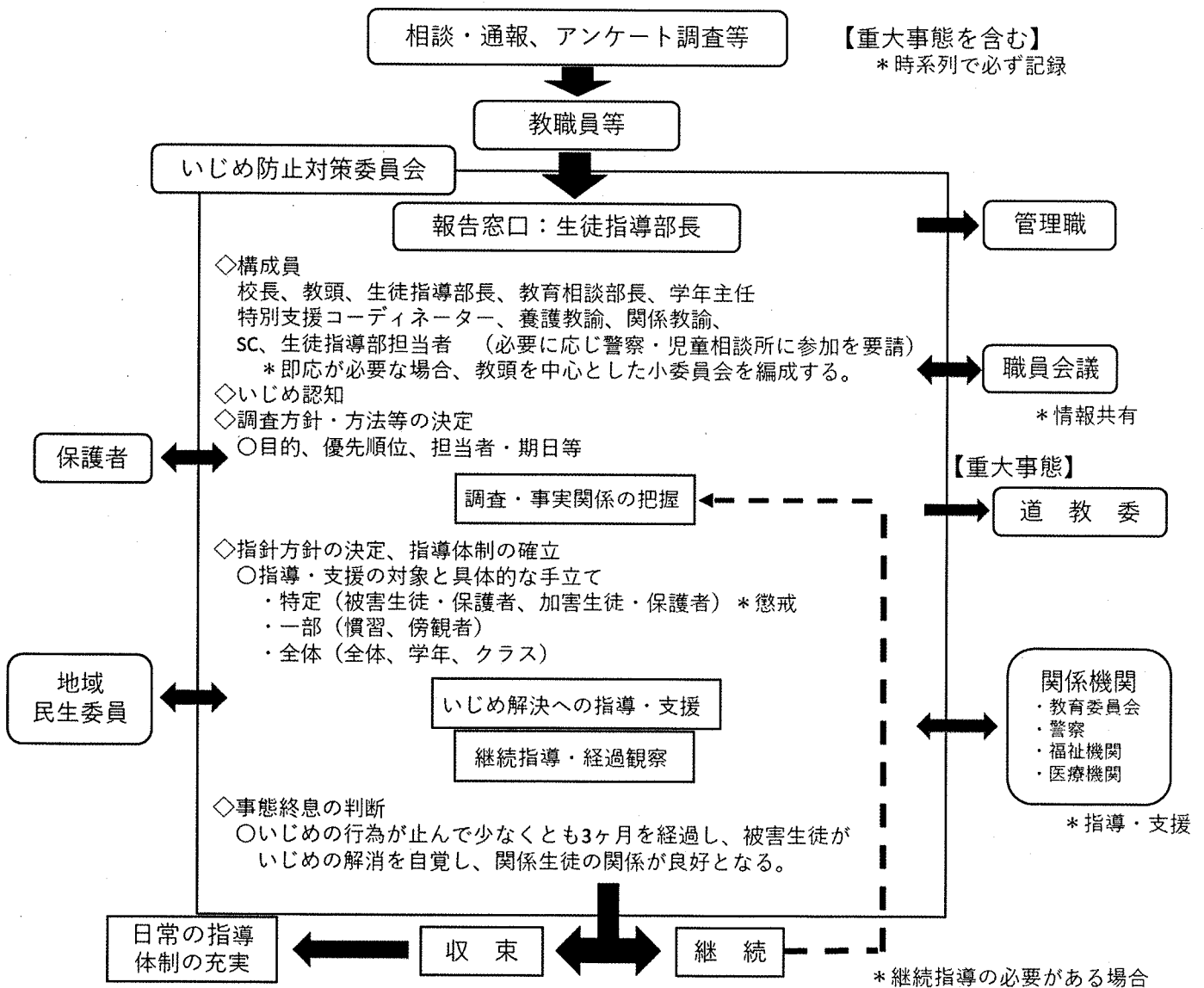


図 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめ防止のための年間計画

月	会議棟	防止対策
4月	いじめ防止等対策委員会 ・指導方針確認 ・指導計画確認 ・生徒、保護者等向け啓発	全校集会におけるいじめ防止等に関する講話 校内ネットパトロール 学校ホームページに基本方針を掲載
5月		校内ネットパトロール
6月	いじめ防止等対策委員会 ・アンケート結果確認等	いじめアンケート① 校内ネットパトロール
7月	学校評議員会	全校集会におけるいじめ防止等啓発講話 校内ネットパトロール
8月		校内ネットパトロール
9月		校内ネットパトロール
10月		校内ネットパトロール
11月	いじめ防止等対策委員会 ・アンケート結果確認等	いじめアンケート② 校内ネットパトロール
12月		全校集会におけるいじめ防止等啓発講話 校内ネットパトロール
1月		校内ネットパトロール
2月	学校評議員会 ・学校関係者評価	校内ネットパトロール
3月	いじめ防止等対策委員会 ・評価、改善 ・指導報告	校内ネットパトロール
通年		登校指導 教育相談（個人面談） 学年会での情報交換 ネットトラブル啓発活動 公開授業日等における保護者等との懇談 各種ガイダンス等における保護者等との面談

いじめのチェックリスト（2）

1 教室でのサイン

チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえてくる。
<input type="checkbox"/>	座席替え等で近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/>	特定の生徒の名前の落書きがある。
<input type="checkbox"/>	机や椅子、教材等が乱雑になっている。
<input type="checkbox"/>	グループワークのメンバーや同じ班員になると不自然な雰囲気になる。

2 家庭でのサイン

チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	理由もないのに元気がない。
<input type="checkbox"/>	今までとは雰囲気が変わる。
<input type="checkbox"/>	学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平、不満を口にすることが多くなる。
<input type="checkbox"/>	朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/>	電話に出たがらななかったり、友人からの誘いを断ったりすることが多い。
<input type="checkbox"/>	メール等をこそこそ見たり、電話に怯えたりする。
<input type="checkbox"/>	不審な電話やメール等がある。
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友人が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりすることが多くなる。
<input type="checkbox"/>	理由がはっきりとしない衣服や持ち物に汚れがある。
<input type="checkbox"/>	理由がはっきりとしない打撲や擦り傷がる。
<input type="checkbox"/>	登校時間になると体調不良を訴えることが多くなる。
<input type="checkbox"/>	登校時間になると腹痛を訴えることが多くなる。
<input type="checkbox"/>	食欲不振、不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	スマートフォンの使用料金が急に高額になる。
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	家庭の品物や金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	大きな額の金銭を欲しがる